

県南広域振興局長告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年7月28日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社みどり薬局	奥州市水沢区字柳町16番地2	訪問看護ステーションみどり	奥州市水沢区天文台通り4番20号	平成21年7月3日